

大浦事件の一考察

山 本 四 郎*

A Study on Ōura Incident

Shiro YAMAMOTO

(1974年9月10日受理)

1. 事件の概要 一序にかえて一

大浦事件の内容は、今日では一応研究は終わったかに見える。その総括として、『日本政治裁判史録 大正』（1969年8月、第一法規出版(株)発行）の「大浦事件—政府の高官と起訴猶予—」（106～134ページ）をあげることができるし、文末に参考文献もあげられている。解題は、その文献を駆使し、さらに判決文を収載している。

ところで、私は本稿において、なるべく未発表の資料を用いて、主として政界上層部およびその周辺の動きや所見を述べてみたい。周知のように、この事件が内相の単独責任であるか、内閣の連帯責任であるか、という点で大いに議論をよんだ。大隈首相は単独責任論の立場をとったが、ごうごうたる世論の前に、やむなく総辞職の処置に出た。しかし、これがいわゆる“狂言辞職”であって、元老の工作による天皇の慰留で、連帯責任論の加藤高明外相ら3閣僚を入れ替えて、居坐りを続けた。

ところで、行論の関係上、事件の経過を簡単に述べておきたい。大隈内閣は1914（大正3）年12月の議会において増師案を提出しようとしたが、第1党の政友会は、政治的駆引き上、1年延期説をとって反対の立場に立った（この間の事情は近く発表予定の拙稿「21カ条要求と陸軍」を参照されたい。しかし、政友会内にも増師賛成論者があり、大浦兼武農相（のち内相）は、林田亀太郎衆議院書記官長を通じて、12月16、17日ごろより約4万円を投じて買収工作をはじめ、別に政友会関東組の板倉中に1万円を手交して買収工作をした。結果的には反対多数で議会は12月25日に解散された。

この買収事件は明るみに出ないかにもみえた。大浦は内相に転じて総選挙に辣腕を振り、選挙干渉を行なった。総選挙で与党との立憲同志会は第1党となったものの、各地で選挙違反が摘発されるなかで、前年林田を通じて収賄した白川友一代議士が、今回は対立候補者の立候補を断念させようとして、林田を通じて大浦に1万円を渡したことが明らかとなった。これを政友会の総務委員村野常右衛門が5月25日に告発した。

検事局で調べてみると、この1万円は大正倶楽部へ交付されたもので、問題となしえないものであったが、実は大正倶楽部というのが、前議会で白川ら18名の議員が大浦から買収されて政友会から脱党したときに作ったものであることがわかり、6月末白川・板倉、さらに7月にかけて何人かが拘引され、翌16年3月22日から高松裁判所で裁判が始まり、翌5月15～22日の間検事論告、弁論があり、6月5日に判決が下された。なお、大浦は前年の7月28日の閣議で事実を認めて翌日辞職し、政界を引退した。政府は翌30日に総辞職し、翌8月10日に留任している。大浦は政界を引退したので起訴猶予ということになり、当時この処置に対しては、多くの批判・非難のあったところである。本事件は、大浦内相

* 史学研究室

事件・高松事件ともよばれる。

本稿で用いた資料は、主として国立国会図書館所蔵の山県有朋・井上馨・寺内正毅諸家の文書や『田健治郎日記』、高橋義雄の『万象録』、早大図書館蔵の「大隈文書」などである。なお「井上家文書」中の「大隈内閣関係資料」中にある「大浦事件関係」は、別に「大浦事件」という表題のものもあり、(内容は同一、望月小太郎の井上宛報告)、また村野については『村野常右衛門伝 政友会時代』(1971年3月・村野廉一発行)がある。

2. 田健治郎らの忠告

前章に述べたように、大浦が林田に議員買収を依頼したのは、1914年12月16、7日頃というのが従来の説である。ところが『田健治郎日記』によると、もうすこし早いのではないかと思われる。もっとも議会の解散が予定されると、政府・与党が買収に着手するのが従来の慣例でもあろうから、それに対するブレーキかも知れないが、すでに12月10日には、田はこの噂について平田東助と話し、11日に大浦に忠告している。

〔10日〕目下政界頻伝下院解散、若反对党議員買収之風説、議會之解散停会、原憲法所与之権能而行之、亦難不得止、到議員買収事、假令得一時之苟安、汚名節乱風教、永流毒毒干将来、大瀆憲政之進運、断而不可默止、急問大浦農相^{同志会}_{之故也}、可痛言切止之事。

〔11日〕依前約、於大臣室与大浦農相会见、伝昨与平田子所協議之趣旨、痛論議員買収之非立憲的行為、勸告勿行之。大浦子爵深謝之、且曰、断不為之、請安意焉。政友会代議員白川友一外九人、一昨夜来、对幹部陳增師贊政之意、將揭反旗、然是我非所知也。成敗之数、雖未有知、内閣唯期正々堂々旗鼓相闘耳。現閣員中、雖有勸說首相与原敬可会见而妥協者、我未贊之云々。予深憂色、返而電話伝之平田子。

右によると、12月9日夜、白川友一郎外九名が大浦を訪ねたことが判明する。『立憲政友会史』第4巻によると、議会開発後、党内が結束の態度をとろうとしているのに、彼らは「屢々諸所に密会して何事かを謀議し」、25日にいたって増師賛成の宣言書を出し、議院事務局に議席変更を求めたが、手続きの齟齬で彼ら自から撤回した(この事情は別稿に述べる)、とある(84～5ページ)。また裁判の判決では、白川らが増師賛成を唱えて反党行動をとっていたので、大浦が16、7日ころ、林田をして白川らの行動を探らせ、その報告に接して金円を与えたとある。そして大浦はあくまで林田を通じて操縦したようになっているが、田の日記の方が信憑性が高いから、買収着手の時機は更にはやく、また大浦は田に対して、白川には「君らの反対云々は党のことで自分の関知する所でなく政府は堂々と闘うのだ」と答えた、と述べているが、これもすこぶる怪しいし、自ら会っていることも確実である。

右のことを、大浦自身をして語らせよう。1915年8月13日、東京地裁予審判事湖恒太郎が大浦に訊問した調書(国会図書館蔵・タイプ印刷、以下「調書」と略称)、には、14年の10月か11月頃(政友会千葉県支部総会の直前)に、板倉が大浦邸を訪れ、原敬に反対されたが支部総会で増師賛成意見を述べるつもりだ、と語ったと言っており、また、板倉はその後もときどき大浦邸を訪れ、あるいは電話してきた、とも述べている。また大浦は、金を渡した場所は、自宅と思う、もっとも議院で渡したこともあると思う、と述べ、日時は12月20日前後と陳述している。

『原敬日記』では千葉県総会前に板倉が訪れたという記事はない。また、原の周到な情報網に政府の買収開始の情報が入ってきたのは、12月3日(松本剛吉、大浦は7名は確

か、ときに20名と述べた)と翌4日(川原茂輔)である。因みに白川は朝鮮・満州で請負事業などをやり、増師による利益をあてこんでいたのであり、その破廉恥漢ぶりは、『村野伝』に引用されている丸亀警察署長の「素行調査」(大正4年4月10日付)でも想像される(同書、99～101ページ)。また議員買収の噂が立てば、平田や田ならずとも、大浦の存在を想起するのが当時の政治通の常識であり、1月8日に大隈が大浦を内相に据えたことの意図は、田が徳島県知事休職と併せて「蓋為総選挙準備也」(9日)と記したのをまつまでもない。事件直後に大隈が平沼検事総長をよんで、大浦がそんなことをやっているとは思わなかったと言ったのを、平沼は「狡い」と表現しているが(『平沼騏一郎回顧録』)、上から下まで贈収賄の役者が揃っていたというほかない。したがって田も、いくら大浦が「意を安んぜよ」と言ってみても、「予深憂色」と記せざるをえず、すぐに平田に電話したのである。

3. 事件の発覚と官僚派

総選挙は1915年3月25日に施行され、周知のような大隈派の巧妙な選挙戦術と金の力で政府派は大勝した。しかし政府の猛烈な干渉と選挙後の野党に対する急迫(たとえば『万象録』3月31日記事)に対し、政友会は隠忍自重、じつくりと政府の選挙違反調査にのりだしたが、村野は強固な決意をもって5月に検事局に告発し(27日受理)、最初事実を否定した大浦も、村野の告発の2カ月後、7月28日の閣議で事実を認め、同日林田が、翌29日大浦が辞職し、さらに30日に内閣がいったん総辞職した。この間、公刊されたものを除き、官僚派およびその周辺の感想を知る資料は比較的少ない。当時は21カ条要求の最後通牒問題(5月7日、9日に中国受諾、29日調印)をめぐる日華関係でもちきりの状況であり、徳富蘇峰が6月29日に山県に宛てた書翰がはやい。

蘇峰は「大浦氏問題も中々油断相成不申候」と憂慮し、左のように述べている(「山県文書」)。

予テ御高慮ノ通り、若シ此際内閣瓦解ニ相成候ハ、大正初年焼打事件ハ屹度再演可致、而シテ重ネテ元老諸公特ニ元老帥閣下ヲ其ノ目標ト可致、此時ニ於テハ政友会ノ如キハ逆戈ヲ以テ凶暴輩ニ与ス可クト愚考仕候。天下ニ大隈内閣ノ不評判ノ事実也。大隈内閣ノ天下ノ人望ヲ失ヒツツアルモ亦タ事実也。之ヲ放任スレハ数月ノ後ニハ自カラ転覆スルコトモ亦タ事実也。

こう述べて、蘇峰は山県に対し、だからといって倒閣にふみ切ってその事実が世間にわかれば形勢転倒(つまり元老に怨みが集中する)するから、まだ内閣が世間に対して脈のある間は殺すのは危険である、と意見を述べている。大正政変で国民新聞が焼打ちにあった蘇峰にとって、いかに民衆を敵にまわすことが恐るべき結束をもたらすかは、身にしみて感じていたはずである。

同じ日、田は松本剛吉から事件拡大の兆があるとのニュースを聞いた。翌30日、再度松本が訪れ、「詳告政界物論沸騰之状況」とある。松本は政界有数の情報通である。田は憂憤の情を以て日記に書きつける。昨冬の通常議会のさい、平田と相談の上、とくに自分が大浦を訪ねて切論した、その時大浦は「満腹贅之、堅誓無其事」、然るに昨今の模様では、大浦が関係しているか否かは不明だが、世間では大浦を「罪魁」と認めている。これ大浦の地位と経歴が招いたところである。政府さえに外交、内政の失敗あり、枚挙に遑あらず、「今亦有此大罪科、其前途可知也、可慨哉」と。田は後藤の如き野心家でもなく、また有松・小松原のように、見えすいた誠心ぶりを示す人物でもない。たしかに政党者流

には露骨な反感を示すこともあり、政友会創立初当の動きは曖昧なものもあったが、この頃はかなり客観的な立場に立っている。

三井の重役で茶人としても聞こえた高橋義雄は、その日録『万象録』で、29日に交詢社で原・犬養を招待したが、大浦事件で政府が不評であるのに反し、両氏の人気があがった、と翌日に書き止めている。

7月に入って、田の日記には事件のことがしばしば現われる。2日に田は久保田譲とあって、その口から製鉄所払下問題とともに、1昨日（すなわち6月30日）大浦と会談した顛末を聞き、所見を述べたとあり、同日松本剛吉が「閣議員瀆職事件政界動搖之趨勢」を田に語っており、その日の夕景に、田は武井男爵とともに小松原英太郎を訪ね、「予閣代議員瀆職事件、詳述政界内面沸騰之状況、司法官庁及弁護士界大決心之真相及現内閣議員買収干渉等悪手段之例証等、告将累及干大浦内相危機切迫之状況」（これらが松本から聞いた内容であろう）について述べたところ、武井・小松原は大いに驚き、しかも施すべき策がなかった、と記している。いうまでもなく、大浦は彼ら十金会のメンバーである。

田は事態の重大さに玉川の別荘に帰らず、麻布の邸に一泊して翌3日午後平田東助を訪ね、大浦が危ないというので善後策を協議し、事件の真相を探究してから対策を講じることを約した。この日、また松本剛吉が情報をもたらしている。

翌4日（日曜日）、平田邸に小松原・田・武井が集まって、数時間にわたり、大浦に反省勧告すべきか否かを密議しているが、結局は大浦が関係した証跡がないままに、事件の進行を観察するほか手段がなかった。

7日には松本が政友会の横田千之助とともに田を訪れ、横田は一般の政況のほか、大浦の事件を話し、「論大浦子干連之、不可免退辞」と述べ、田は証拠がないと答えている。

同じ7日に農商務次官の上山滿之進が、寺内に書翰を出して、瀆職事件を憂慮する旨を述べている（『寺内文書』）。上山は大浦の農商務相時代の次官であり、すこしは知っていたのではないかと思われるが、「一切承知不仕」といい、

事の実否ハ暫ク措キ、彼様の事政界の重要問題と相成候近年の情勢ニ付テハ、為邦家痛心至極ニ御座候。各人身を専ら御奉公を専一ニ致候事日下之急務奉存候

と述べている。立入って考察すれば、政党勢力の進出とともに、「彼様の事」が重要問題とされる情勢、すなわち、藩閥官僚全盛時代ならば、国家のため少々のことが大目にみられた段階から、時勢が変化した、ということに対する、官僚派の感慨とみられよう。

なお上山は、このほぼ2カ月後の9月4日、すなわち内閣が改造してのちにも寺内に書翰を出している。上山は「大浦氏の事無限の遺憾」といい、感想もあるが、今更致し方もないと、言及をさけ、内閣そのものは「当然総辞職ニ終局仕候事と相言居候処」、留任に至った、と内閣の進退に意外の感をもらしている。

次に後藤新平は、7月17日に寺内に政況を報じた長文の書翰において、大浦事件について左のように述べている。内務、司法の専立にふれているところが興味がある。

（前略）山県公之滞京者大浦事件の為めなりと之噂も有之候。此問題_今や司法と内務との大衝突を生し居候。公平なる解決を得候_至難なる情況に御座候。世間も最早総選挙の險悪なるクーデターなりと申候ハ各胸中に会得したる様子、外交の拙劣も見認めたるものの如し、拳世虚脱致し居候故、国家の為の重要問題として提起せんとするもの独司法官あるのみニ御座候（下略）

後藤は、拳世虚脱の時機に司法官の奮起を賞揚している。なお後藤によれば、新聞紙も3カ月前に比すると、与党的態度を減じてきたという。当時の新聞紙のあり方を知る参考

として、後藤の観察を左に紹介しておこう。

萬朝報者一時変説、更ニ政府側ニ後悔之姿ニ御座候へ共、東京日々・大坂毎日之正義を唱ひ候方ニ相成候。大阪朝日・東京朝日ハ現政府と癒着の關係有之、矯正尤も困難ニ御座候

ところで大浦のこの頃の動きについて、筆者は適当な史料をまだ得ていない。ただ、「井上文書」中に、15年7月20日夕、興津に帰った井上に宛てて出した大浦の書翰がある。内容は「過日御帰京中ニハ早朝より屢々参邸種々御懇情を蒙り奉深謝候」とある以外に、本事件に関する記述は何もないが、「早朝より屢々参邸」が、この事件にかんするものであることは、疑う余地はない。そして、この事件にかんする望月小太郎の井上馨宛の10通の書翰「大浦事件」の最初のものが7月23日である。もっとも、この10通には内閣の留任事情も述べられており、伊藤隆氏がかかって「史学雑誌」に紹介された「山県有朋談話筆記」（これには事件に対する山県自身の行動に関するものがなく、7月30日より始まる）と併読すると興味があるが、留任経過については、必要のほかふれないことにする。なお、この書翰集引用にさいしては、かりに「第1書翰、7月23日」等と誌す。

第1書翰（7月23日）は、さして新事実はない。望月が前日大隈を訪ねたところ、漬職事件の発展を憂慮していたこと、望月も念のため大浦内相や「信頼の方面」より情報を集め、大浦が「寸毫も関係なきのみならず贈金等ハ絶体ニ無之旨言明」、平沼検事総長が、内相や関係文官の辞職は政治道徳上当然との意見を洩らしたことが述べられ、また大浦の言明で尾崎法相も「遠慮なく取調進行すべし」という以外に仕方がなかったこと、万一取調中の者より、大浦より金を受取ったことが明らかになれば一大危機であること、を述べている。

その二日後の25日には、有松英義が寺内に対し、「頃者内閣ニ内患アリ、良医ト雖殆ト施スニ術ナキノ危境ニ陥リ哉候ニ想像被致候。然トモ自ラ健康ヲ称信シ居リ候間ハ忠言却テ猜疑心ヲ惹クノ曰ト相成可申、黙止シテ経過ヲ傍觀スルノ外無之候」と報じ、暗に寺内に次期首班の準備をすすめる口吻である（「寺内文書」）。有松は後藤と同様、大隈退陣一寺内出馬を期待していた一派である。

ついで28日には都筑馨六（井上馨女婿）が寺内に書をよせ（「寺内文書」）、司法と行政警察機関との軋轢を匂わせている。

（前略）内閣之前途も余リ永カラザルヤニ被感申候。大浦事件ニ関シテハ司法官と行政警察機関トノ間ニ頗る円活を欠き候様にテ、今日之勢ニテハ何等カ事ヲ起スニ非れば司法省之面目ニ関シ候様之行懸ニ相成リ居候。

と。その翌日、田中義一は「近来台閣ニ於テ彼様ナル不徳義ナル問題頻発仕候ハ、時勢多難之折柄実ニ遺憾千万」と、準政党内閣に対する不満らしいものをのぞかせている（「寺内文書」）。

4. 大浦の辞職と反響

大浦は7月29日に辞職し、翌30日、内閣は形式的に総辞職した。では大浦は、なぜ議員買収の挙に出たか。これも今日ではすでに明らかであるが、前掲「調書」により、大浦の言を聞こう。

此ノ場合ニ於テ自分ノ其当時ノ意嚮ヲ申立置キマスガ、大隈首相ハ、正々堂々ト遺ツテ、議会ガ増師案ニ反対シテ否決スルナラバ、解散シテ輿論ニ問フ意見デシタガ、私ハ解散シテ総選挙ヲ行ヘバ、何時モ五六千人乃至一万人ノ犯罪者ヲ出シ、非常ニ国家ノ不

祥事タルノミナラス、増師案ノ不成立ハ、延ヒテ海陸軍ノ軋轢トナル恐モアリ。面白カラス結果ニ立至ルカラ、多少金ヲ使ッテモ解散ヲ避ケ、政府案ノ通過ヲ計ル事ガ万全ノ策ト思ヒマシタカラ、彼等ノ要求ニ応ジテ金ヲ渡シタノデス。其金ヲ板倉ガ如何ニ使ッタカハ私ハ一向知りマセス。

これが大浦の論理である。と同時に、明治絶対主義官僚のイデオロギーであり、また、しばしば行なわれた行為でもあった。その絶対主義官僚中の悪辣な策士の典型が大浦であり（例えば鶴崎鷺城著『当世策士伝』にもものせられている、1914年11月刊）。明治的な忠義心と方用を、大正の新時代に適用したのであってみれば、いっそう風当たりが強くなるのも見やすい道理である。大浦の行為を「利私利慾の陰翳なく、一に国家のため尽し……良心に於て寸分も疚しき事なく」と弁護した『大浦兼武伝』の著者も、「仮令政府者の従前往々に試みたりしに倣へるものなりと雖、亦千慮の一失と評せざるを得ず」と述べている。つまり、この事件は、明治と大正の接点におこったもので、尾崎が、

大浦事件の処分については、一方において大浦君と関係の深い者や、官僚的思想にかたまってゐる者の側から、苛酷にすぎるといふ非難をうけたとともに、他方においては、一般の常識ある者の側の者から、非常によい裁き方だと、賞讃をうけた。反対に、あれでは大浦に対して寛大すぎるといふ批判も、行はれたやうであった（『峯堂回顧録』下巻、134ページ）。

と述べているとおり、その立場によって、三様の批評があった。もとより、この種の批評は、いかなる事件にも伴ないやすいものであるが、この場合は、大きな時勢の変換期にあっただけに、その根底・背景に、より深いものがある。一般の評論については、さまざまなニュアンスはあれ、それを悪と断定することは当然であり、ここでは多くそれらを引用することを省略し、この事件に、地位的にも、また利害関係の上からも、比較的近いものの行動や批判をかかげておこう。

第1のグループは元老である。大浦は薩摩から出て長州の山県閥の一員となったもので、薩摩の元老大山・松方は、大浦にあまり好意をもっていなかったのではないかと思われる。大浦事件のさいについての資料はないが、のちの大隈内閣改造、さらにいわゆる還元の役の始末のさいに、大隈内閣そのもの（長州閥に擁せられた）に対しては冷淡である。いっぽう大浦の親分である山県が、なんとか大浦を救いたいと思ったのは当然である。逆にいえば、大隈は背後にある山県の力を過信したという見方もある（『平沼駿一郎回顧録』）。有竹修二はこの点を強調し、山県が幕下の一木喜徳郎・平田東助・小松原英太郎らを通じて大浦救済にあたらせようとしたが、彼らは応じなかった、元老の通力も大正の御代では通じなかった、と述べている（『政治と金と事件と』）。山県幕下の動きは後に見るとして、大正政変と山本内閣下の元老圧迫を通じて、元老の地位が昔日より低下していたことは事実である。山県は平沼を通じても工作しているが、強圧的ではない。そしてまもなく救済をあきらめる。山県と井上の関係について、望月の第2書翰（7月30日）の要点は、この日夕刻望月が山県を訪うたところ、山県が、

大浦が一切公私辞職する上ハ刑事上の違反丈けハ何とか中止相成様尾崎法相へ懇談致すべきとの事にて此事を落着させ、然る後内閣改造ハ第二と致させんとの事、此内閣改造をは大隈伯を中心にしての趣旨に有之候

という意向で、望月はすぐ、「山県公も非上候と同意見なり御安心ありたし」と飛電し、尾崎法相を訪うて山県の趣旨を伝え、「先づ以て好都合らしく相見へ」という。

第3書翰（7月31日）では、まづ大隈が昨日大浦の件で参内したとき、天皇に「大浦の

心事憫むべき次第に付追て他日御優恩の御記憶願ひ奉る」と述べたところ、天皇は首肯したとある。ついで望月は原田（松方正義の秘書か）に状況を述べ、山県と会った活動を述べる。原田には山県の意向を伝えているが、第二書翰とすこし異なる。すなわち、

公曰く現内閣は統一なければ斯る失体を解決せずして此儘ニ総辞職の事断じて不可なり。差当り大浦が公私の地位を放擲候上ハ其以上刑法の範囲ニ之を窮迫せざる様望むなり。而して大隈を中心とする内閣改造は第二に着手すべきなり。兎も角も此際内閣総辞職の時機に非ず云々

すなわち、大隈留任、善後処置を強調している。もちろん、これは一片の理窟である。なお田中義一によれば（8月3日付、寺内宛書翰）、

今回ノ政変ハ唐突ノ様ニ候得共、過般加藤外相ニ対スル元老会議ノ際已ニ山県老公ハ今日アルコトヲ氣遣ハレ居候位ニ有之、大浦子ニハ実以氣ノ毒千万ニ候得共、尾崎ノ如キ人物ト共ニ閣班ニ列スルト云フ事ガ抑ノ間違ニ有之、大隈隈首相モ余程後悔致シ居ル様子ニ御座候。不取敢電報ニテ申上候通り、前回ノ行掛リ上松方侯ハ今回ノ総辞職ヲ寧ロ快ク思ハルル位ニ可有之候得共、井上侯ハ加藤外相ヲ退ケテ留任セシメ度キ意見ナル趣申越サレ候得バ、大体留任勧告ニ各元老ノ意見ヲ纏メラルル御見込アルモノト被存候（下略）

とあり、元老の立場、態度のニュアンスがでていいる。注目されるのは、大浦事件がおこらなくとも、加藤追出し——大隈留任の線が、元老間の意見であったということである。

第二に、内閣の各閣僚の動向である。大隈側の資料では、大隈はいっこう知らなかった、という点を強調しており、あまり参考になるものはない（『大隈侯85年史』第3巻、317ページ以下）。加藤高明側の資料も、加藤が内閣連帯責任論を主張したことに終始している（『加藤高明』下巻、50～52ページ）。

尾崎の前掲の回顧録は、やや詳しい。尾崎は司法大臣として、鈴木喜三郎次官や平沼検事総長と内談して、大浦が隠退すれば検挙せずという方針を定めていたという。この案を閣議にもち出すと、大浦に対してきびしすぎるとい議論が起り、行きなやんだとき、大浦が「正々堂々と、法廷に出て、是非を争いましょうか」といったので、尾崎が「何を争ふのか」と冷やかに答え、他の閣僚は苦い顔をして一言も発しなかった、という（同書、131～3ページ）。片岡直温は、7月30日の夜の閣議で、大浦が、前の閣議の席上、尾崎が別室に自分を招いて懇談してくれれば、事件の内容を説明したが、閣僚の前では贈賄の事実なし、というよりほかなかった、と述べたという（大正『昭和政治史の一断面』、115～6ページ）。

右の点からも、当時からいわれた閣内における司法省と内務省の対立論が浮びあがってくる。いったい、この内閣は大隈の声望でできたのだともいわれ、また、同志会を背景とする副総理格の加藤が推進力だといわれ、また、大浦の伝記では、大浦が副総理格だとも書かれている。官僚から政党首領になった加藤、山県からの目付として送りこまれた大浦、長年の政党生活から、長閑の身代り的なこの内閣に入った尾崎——こう並べてみると、この内閣が、いかに不統一な要素を内包したかは、容易に首肯できる。しかがって、かって増師に反対した大隈・尾崎が、増師に賛成したり、外交策について、加藤の処置を独断として不満をもらしたりして、政策にはいちじるしく不統一を暴露したのである。尾崎は、かっては大浦を快く思っていなかったが、会ってみるとそうでもなかった、として大浦に偏見をもっていなかったことをしきりに述べているが、両省の対立は、否定すべく

もなかったとみるべきであろう。後の資料にもこの点にふれたものがあるが、もっとも明瞭に論じたのは徳富蘇峰の『大正政局史論』である。蘇峰によれば、尾崎は政治問題に止めおくべきものを刑事問題として、責任を大浦一個におしつけたのは単怯の行動ではないか、尾崎は自分が連累となるのを恐れ、自分の安全を図るに汲々として罪案を構成し、大浦に処決を促した、と論じている(360～1ページ)。藩閥官僚イデオログの蘇峰が、所論の公平を粧わんとしつつも、ついに本性を出した極論と考えられるが、尾崎、ひいては大隈の保身主義を衝いた批判でもある。蘇峰の立場は、前章にあげた山県宛書翰で明らかであろう。

第三に大浦の子分格として連なる人びとをとりあげよう。もっとも大浦とこれらの人びととの結びつきは、それほど強いとは考えられないし、政治思想については、かなりギャップがあったのではないと思われる。農商務次官上山満之進については前章で述べたとおり、言及をさけている。つぎはこの事件ののちの7月2日に内務省参政官になった下岡忠治は、大浦系に属する肥田景之らの公友倶楽部の隠然たる党首であったが、大浦と進退を共にして8月12日に下野した(『三峰下岡忠治伝』105～6ページ)。事件そのものについての所感はないが、下野によってその感懐は想像するにたるものがある。つぎは上山・下岡の推薦と大浦の熱望とで警視總監に就任した伊沢多喜男である。伊沢は大体が平田系で、当時平田・大浦の関係は、あまりよくなかった。『伊沢多喜男』には、丸山幹治の手記を引用して、伊沢が尾崎法相に、事件のもみ消しを説き、尾崎は検事がうるさいというと検事を更迭させよといい、また大隈首相にも、鈴木司法次官を、さらに尾崎法相をやめさせよと主張したという(同書、116～7ページ)。そして事件の原因の一つは、内務・司法両省の争いであるとしている。尾崎の回顧録にある「政府の要職にある一友人」が、実は伊沢である。尾崎は下岡・伊沢を「官憲的思想にそまっていた」人とし、大浦の件は犯罪にならないと進言したようであった、と記している。なお、伊沢も連袂辞職した。最後に、大浦に信任されて八幡製鉄所長官になった押川剛吉は、7月30日に左のように語った(『万象録』)。

大浦子は槌に循吏の模本なれども、政治上に探偵的手段を揮ひ、政党争闘に就ては官僚内閣の片腕と為り、其精励を以て敵党の内情を探り、之を圧伏する目的の為に手段を扱ばざるの弊あり、兎に角高遠の理想なく、警察的政治家云々

右4人の官僚政治家中、前三者は連袂辞職して大浦に殉じたわけであるが、資料的に比較的明瞭に把握できるのが伊沢である。しかし彼らは、大浦の救済にこそ尽したが、その根底にある理論は、むしろ大浦救済のために既往の実例を重視したのではなかろうか。つまり、連袂辞職は信念からであったか、あるいは事のなり行き上であったか。もしなり行き上であるなら、心情を吐露した資料として最も確実性の強い押川の論理、つまり類推すれば旧時代の論理が通用しないこと、を知っていたのではないと思われる。

第4に、山県の幕下ということで、大浦と不即不離の関係を持ち、大浦と同じく十金会に属していた平田・田ら貴族院のグループである。『伯爵平田東助伝』からは、ほとんど資料がえられず、前出の伊沢男で平田と大浦は、あまりよくなかったことの一部は知られるが、田も是々非々の態度で、多分に倫理的である。このグループの動向は、田の日記がよく伝えている。これらとはやや遠いが、後藤新平の動向も併せて見ておこう。

田の日記には、前述いらい辞職事件については中絶し、7月29日に大浦から辞職の電報をうけとって、次のように所見を述べている。林田翰長の収監によって、「果然係累于大浦子数之所不可免、辞職之真相、在于茲」、月初に自分は深く憂いて、大浦に反省勧告す

ることを平田・小松原・武井に謀ったが、三氏が確証がないというので止めた。今にして考えると、自分の予測は厘毫も違はなかったが、事既に遅く、憾むべきである、と。また欄外には、告発者村野の真意は、もし大浦が告発前に辞職すれば不問に付するはずであった（これはおそらく横田から得た情報であろう）、だから自分は平田外二氏に辞職勧告の件を謀ったのであるが、行なわれなかった、今にいたってこの醜体をさらすとは憾むべきである、と。翌30日、田は大浦を尋ねてこの事件に言及したとき、大浦は「政治上犠牲、有深自所決」と答えたという。含みのある一言である。

後藤新平が7月30日に寺内に報じた書翰（「寺内文書」）では、

総選挙益演職事件不拡大之内相も難逃勢ニ相成、司法部も慎重の態度を以て進みたる様子ニ御座候へとも不得止趨勢ニて、本日只今の号外は大隈伯内相兼任候事ニ相成候と述べ、総辞職説、元老の力をかりて留任する模様、松方内閣用意中との説、政府の新聞対策、徳富の大浦接近説、徳富が山県に対し、内閣破壊せらるれば、大隈一党と新聞は結束して新内閣と元老を攻撃すると忠告したこと、内閣が世論の攻撃をかわすためいったん総辞職したこと、などを述べ、

大浦子の事件^五五万門事件、演職事件、根津事件外4件、都合7件なりと被相伝居候とも書いている。今日、右7件云々については、一部『原敬日記』（7月31日）にあるほか資料的に裏付けしがたい。なお『後藤新平』第3巻には、後藤が大隈内閣に批判的であったことは述べられているが、大浦事件に対する後藤の態度は詳述されていない。

このグループは、大隈内閣の政策に愛想をつかし、寺内担出しをはかっていた（この点は大浦も同様）点で共通しているが、山県のように、いづれは寺内に更えるにしても、大隈や同志会の好意をえつつ更迭しようとするものは、平田以外には少なかったのではないかと思われる。

第五には、系譜的には山県につながるが、第四のようなグループに納まることなく、また寺内担出しには、より直接的な親近感（逆にいえば政界全般の見透しのすくない）をもつ人びとである。

まず予備役陸軍中將で、前々年末まで東洋拓殖総裁であり、男爵（1917年6月貴族院議員となる）でもあった宇佐川一正が、8月5日に寺内にあてた書翰をとりあげよう。そのなかで宇佐川は、「司法官ノ大浦氏ニ対スル要求ハ極端迄進迫セシ様子ニテ、斯ク迄ノ成行ニ至ラシメタルハ偏ニ尾崎氏ノ司法部内ニ威信ヲ欠キアル事ヲ証明」するものだという。つまり前出の内務・司法両省対立を主要原因としている。ついで宇佐川は、閣僚も大浦を気の毒がっているが、だからといってどうするわけでもない、しよせん寄合世帯の大隈内閣のことだから、このような事が起るのは当然だ、と述べている。つぎは後年「西原借款」で有名な西原亀三の7月31日付寺内宛書翰である。西原は「大隈内閣ハ不詳ナル因由総辞職ノ不得止ニ至リ」と述べているが、大浦には触れず、専ら寺内に奮発をすすめ、日華掲携して西力東漸を防げとか、国家を思わず一身・一党を念とする議員よりなる議会は駄目であるとか、内政・外交に言及している。

つぎは二宮熊次郎の8月4日付寺内宛書翰である。二宮は山県の外遊に従ってドイツのベルリン大学に遊学、日清戦争のとき山県とともに戦地へ行き、のちつねに山県と進退をともにし、1899年に活版所元真社を創立、ついで「京華日報」を起し、双方の社長であったという（1900年版の『日本現今人名辞典』による）。二宮は内閣総辞職は腕がれないだろう（加藤ら留任反対が多いとみる）が、これは責任逃れの奇怪な行動といい、寺内の奮起を促している。大浦にはふれていない。さらに9日には留任を知って（つまり予想が外

れて)、その事情を詳細に報じている。

第6には大隈系の観測であるが、あまり資料がない。わずかにキリスト教系の学校経営者で大隈系に近い押川方義が8月4日に大隈に出陣し(「大隈文書」B317号)、大浦事件にはふれず、「英雄的決心」を以て改造を断行することをすすめている。おそらく大隈系の所感も、あまりこの範囲を出るものではなかろう。

第7に陸軍関係をみよう。この頃、陸軍でもっとも政治的に活動しているのは田中義一参謀次長であり、政変によってクローズアップされるのは寺内正毅朝鮮総督である。

田中は7月29日に寺内に出した書翰で、

山県老公も兼々御心痛之通り、大浦内相ニ対スル関係段々仰山ニ相成候。近来台閣ニ於テ彼様ナル不徳義ナル問題頻発仕候ハ時勢多難之折柄実ニ遺憾千万ニ被存候

と述べ、「不徳義ナル問題」としているが、それ以上には言及せず、前掲の8月3日の書翰で、内務・司法両省の対立、さらに尾崎への不満を述べている。

朝鮮駐劄軍憲兵隊司令官兼朝鮮総督府警務総長の立花小一郎中将も、8月4日付で寺内に政権担当を進言していた(「寺内文書」)。

これに対して、当の寺内は、この時点では政権担当の意志がなかった。それはおそらく山県やその周辺の情報などによるのであろうが、7月31日に杉山茂丸にあてた電報によると、先年の履轍回避(おそらく桂内閣または山本内閣倒崩のさいの後継運動であろう)、大隈まで大隈に委任する方が得策、としている。もっとも当面の大浦事件については、言及した資料を筆者はまだみていない。

第8に井上につらなる都築馨六と望月小太郎についてみておこう。都築は井上の女婿であるが、この政変に際しては表立った活動はしていない。それだけに、7月28日に寺内に宛てた書翰は、比較的客観的である。ここでは三元老が「意見之程度ハ幾分之差異有之」といい、

大浦事件ニ関シテハ司法官と行政警察機関トノ間ニ頗る円滑を欠き候様にテ、今日之勢ニテハ何等カ事ヲ起スニ非れば、司法官之面目ニ関シ候様之行懸ニ相成リ居候

として、内務・司法両省が意外に緊迫していたことをしめしている。また、

貴族院も次期議会ハ如何可有之乎、前田仲小路一派之活動余り激烈なりし為め、多少温厚派之感情を傷タルガ如クニ御座候。而シテ彼之派ハ自己背後ニハ大官之叩ヘ居ル旨ヲニホワセ、暗に閣下之後援アルカノ如クニ装ひたる哉に聞及候、又彼等に対シ平田一派が沈着之態度ニ出ル為め、世間往々平田氏自ラ野心ヲ懐キ居候て、大浦との間既ニ默契アルニ非ずやとまで邪推する者あるに至り申候。又他之一方ニハ松侯自ラ立ツ野心ありと申ス者も御座候(下略)

と、むしろ当時の情勢を伝えている。これに対して、井上の特設秘書として活躍した望月は、第10書翰(8月10日)において、大浦を失ったことは残念であるが、その反面「民間に於ける大浦の策略を忌避候人心の反動は大隈新内閣に好感を生ずべきこと」である、と井上に申送っている。大隈内閣を維持するという、井上の線に添った判断である。

最後に、政党側では、この事件を官僚派の悪辣手段の露呈として喝采したことは容易に想像される。そして大浦の告発は政友会が一丸となって村野に行なわせたように書いたものもある。前掲の片岡直温や有竹のものがそれで、有竹などは、第36議会で対華外交問責案や選挙干渉弾劾案が破れたので、彼ら(政友会)は暴露戦術に出た、と全く逆のことを述べている。村野伝も、『原敬日記』(6月5日に記している)も、ともに村野独自の主張で告発したことを証明しており、原などは「國務大臣に関する事にもあれば余は村野に

告発には再考を促がした」と明瞭に記述している。そして村野告発の2週間後、否決されることは明瞭であるが、国民党とともに政治戦術として、内相弾劾案を提出している。

右のように原は國務大臣を告発することに賛成でなかったから、この事件の背景や、これを契機とする政局の展開に注目している。しかし、さすがに情報網の豊かな原の許には、注意すべき記述が多い。たとえば、山県が間接的であれ無関係とは言い難いこと（7月7日）、大浦は大したことはないとして最後まで強硬であったが（7月18・27・30日）、7月中旬より他の事件で狼狽したこと（7月31日）などである。要するに、これで大隈内閣にまた大きな傷がついたことで原は満足していたのであろう。

おわりに

以上は、なるべく未刊の資料を用いて、大浦事件にかんする政界上層部の動向を述べたのであるが、結論的にいえば、この事件が明治から大正への転換期が、たんに天皇の治世の交代というだけでなく、さらに深い時勢の転換である、ということをしめしていることである。その大きな原因は、第一に、明治天皇の死によって、“輝かしい”ないしは“官権の強かった”明治の時代は終り、これからは守成の時代に入るであろうし、同時に民権を伸長させねばならぬという政党側の意気込みが生じた時代である、とも観察された。それらを集中的に表現したのが大正政変であり、その流れのうえに立って、大隈内閣の成立（構成が各派勢力を含み、長閑のかいらいでありながら、名ばかりの政党である同志会を与党としたばかりで政党内閣のイメージを与えている）も理解できるし、元老勢力の衰退（実は、この内閣下で元老はその勢力をかなり復活させる）の上には、明治的官僚イデオロギーに立つ大浦の“忠義”が、政治的不徳義として、ついには隠退に追込まれるにいたるのである。本稿では、そこえゆくまでの、各勢力の動向を通じて、政界の真相を叙述したつもりである。

本稿では直接ふれなかったが（別稿で詳説する）、この時点で元老たちが、政弊続出し、かつ感情的に加藤に好意をもたなかったに拘らず、加藤が辞職することに満足して大隈を留任させたことは、倒閣が大正政変にみられた民衆暴動を最も恐れたからであった（史料的にみれば、大隈が一足先きに天皇の慰留をとりつけている）。それは、客観的にはどうみてもこの重大時機の政局を担当するに不適な大隈を、改造までして、あえて留任させたことにあり、さすがに総辞職を当然とした官僚派の良心派すらに驚かせた。もっとも山県には、寺内を出馬させる時期についての考慮があり、そのとき大隈派の協力をとりつけるために、いま恩を売っておくという深い含みがあった。貴族院派は、平田はそれを理解していたが、つぎの世代の良心派は、そのようなことを考える余裕はなく、野心派は寺内抜き出しに懸命であり、事が実現しないと、後凶を策するようになる（そのような野心が、大隈改造内閣攻撃につながることは言うまでもない）。

ここで不思議なほど冷静なのは原＝政友会である。それは原の、國務大臣を告発するのは感心しないという、国家本意の真情と、いづれは官僚的内閣は永続しないし、いま山県の反感を買うような行動をとるのは（山本内閣に協力した経験で十分わかっていたはずである）、後来のためにもよくないという、政治的な大局観にもよることであろうが、裏返せば原の統卒力を窺うことができるのである。

一般の官僚・軍人にいたっては、もはや急転する時勢に即応した判断力をもちあわせていない。つまり時勢とのズレが明瞭にあらわれてくる。しかし、このような勢力は、いぜんとして政界に隠然たる勢力をしめているのである。それを洞察して、“時代の趨勢”の

まさに政治的な手を打とうとするのが原敬である。こうして、大隈内閣下の総選挙で一敗地にまみれた政友会は、再起の機を捕捉し、政党内閣への道を、無理をせずに歩むこととなる。その限りにおいて、政治的には特別の波瀾もないが、その反面に、やがて成立する政党内閣は、古い指導層と対決する姿勢をもたず、また同時に、民衆の立場に立つ政党という側面も脱落してゆくのである。だから大浦事件は、この過渡期の様相を明瞭に示すとともに、結果的には政党の時代を将来する一つのステップの役割を果たしたともいえよう。

(1974年4月13日稿了)

Summary

Kanetake Ōura, the Home Minister of the Ōkuma Cabinet (1914~16), rose up against the official corruption. This article considers about the trend of the upper classes of political circles through this incident by the fundamental document. It shows also the change of the political world from Meiji to Taisho periods.